

リソナル・ハウジングサービス契約約款  
改定日 2003 年 1 月 6 日

第 1 章 総則

第 1 条 (本契約約款の範囲および変更)

当社が提供する手段を通じ随時契約者に対して発表される諸規定は、本契約約款の一部を構成し、契約者はこれを承諾します。また、当社は契約者の了承を得ることなく、この契約約款を変更することがあり、契約者はこれを承諾します。この変更は当社の提供する手段を通じて随時契約者に通知します。また、本約款で定義されていない条項については適宜当社で設定いたします。

第 2 条 (最低利用期間)

- 1、月払い契約のリソナル・ハウジングサービスの利用に関する契約の最低利用期間は、3ヵ月とします。ただし、ハウジング”得盛”タイプの場合は、1年とします。
- 2、年払い利用契約の最低期間は1年とします。

第 3 条 (ハードウェアの保障期間)

リソナル・ハウジングサービスにおいて、弊社が用意したハードウェア(サーバー)の保証期間は1年とします。ただしハウジング”得盛”タイプの場合は、10ヶ月とします。保証期間を越えたものは別途修理費用および部品代をご請求できるものとします。契約者がサーバーを持ち込んだ場合は、契約者自身で管理し、当社では一切関知致しません。

第 4 条 (ドメイン名および IP アドレスの特定)

契約者がリソナル・ハウジングサービスにおいて使用するドメイン名は契約者の希望するものとし、IP アドレスについて、当社がこれを指定いたします。

第 2 章 申し込み及び承諾等

第 5 条 (利用の申込)

リソナル・ハウジングサービスの利用の申込は、当該サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定のサービス申込書を電子メールまたは書面等を提出することにより行うものとします。

第 6 条 (申込の承諾等)

- 1、当社は、リソナル・ハウジングサービスの申込かつ費用の入金を以て、これを承諾するものとします。
- 1、申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし当社は、必要と認めることがあります。
- 2、ドメイン申し込みに関わるサービスの提供は当社が申し込みの承諾をした順と致します。

第 7 条 (申込の拒絶)

- 1、当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、リソナル・ハウジングサービスの申込を承諾しないことがあります。
  - (1)リソナル・ハウジングサービスの申込者が当該申込に係るサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - (2)リソナル・ハウジングサービスの申込者が第13条第1項各号(利用の停止)の事由に該当するとき
  - (3)リソナル・ハウジングサービス契約の契約申込書等に虚偽の事実を記載したとき
- 2、前項の規定により、リソナル・ハウジングサービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第 3 章 契約事項の変更等

第 8 条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、ご契約書記載の事項に関して変更があったときは、当社に対し、速やかにその旨を届け出ていただきます。

第 9 条 (法人の契約上地位の承継)

- 1、契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかにその旨を申し出るものとします。
- 2、第7条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」、「リソナル・ハウジングサービスの申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「リソナル・ハウジングサービスの契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 10 条 (個人の契約上地位の引継)

- 1、契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます)が死亡したときは、当該個人に係るリソナル・ハウジングサービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係るリソナル・ハウジングサービスの提供を受ける事ができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます)を引き継ぐものとします。
- 2、第8条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「リソナル・ハウジングサービスの申込者」とあるのは「相続人」と、「リソナル・ハウジングサービスの契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 4 章 サービス利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 11 条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第9条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、リソナル・ハウジングサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第 12 条 (利用の中止)

- 1、当社は、次に掲げる事由があるときは、リソナル・ハウジングサービスの利用を中止することがあります。
  - (1)当社及び関連施設の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
  - (2)当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
  - (3)インターネット上からのサイト攻撃等でサーバーの運用が困難なとき
- 2、当社は、リソナル・ハウジングサービスの利用を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 13 条 (利用の停止)

- 1、契約者が、次に掲げる事由に該当する場合は、当社は当該契約者の利用資格を契約者に何ら事前に、通知および勧告することなく、一時停止することができます。
- (1)料金等リソナル・ハウジングサービス契約上の債務の支払を怠ったとき
- (2)違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてリソナル・ハウジングサービスを利用したとき
- (3)当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてリソナル・ハウジングサービスを利用した時
- (4)第7条第1項第3号(第9条第2項、第10条第2項において準用する場合を含む)に該当するとき
- (5)本契約約款のいずれかに違反した場合
- (6)その他当社が契約者として不適当と判断した場合

第 14 条 (サービスの廃止)

- 1、当社は、都合によりリソナル・ハウジングサービスを廃止することがあります。
- 2、当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。
- 3、契約者は、第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該サービスに代えて他の種類のサービスを受けることができます。
- 4、第8条(申込の拒絶)の規定は、前項の請求について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「請求」、「リソナル・ハウジングサービスの申込者」とあるのは「契約者」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 15 条 (自己責任の原則)

- 1、契約者は自己の ID によりなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。
- 2、契約者は以下の行為をしないものとします。
- (1) 公的秩序に反する行為
- (2) 犯罪行為に結びつく行為
- (3) 他の契約者または第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (5) その他、法律に反する行為
- (6) 他の契約者、または第三者に不利益を与える行為
- (7) 他の契約者、または第三者の誹謗中傷
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為、および公職選挙法に抵触する行為
- (9) リソナル・ハウジングサービスの運営を妨げる行為
- (10) その他、当社より不適当と判断された行為

## 第5章 契約の解除

### 第16条 (当社の解除)

1、契約者が、次に掲げる事由に該当する場合は、当社は当該契約者の利用資格を契約者に何ら事前に、通知および勧告することなく、解除することができます。この場合当社は既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは、一切行いません。

- (1)本契約約款のいずれかに違反した場合
- (2)その他当社が契約者として不適当と判断した場合

### 第17条 (契約者の解除)

1、契約者は、当社に対し、事前通告の書面を押印の上提出することにより、利用契約を解除することができるものとします。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2、契約者は、前項の規定にかかわらず、第11条(利用の制限)又は第12条第1項(利用の中止)の事由が生じたことによりリソナル・ハウジングサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3、第14条第1項の規定によりリソナル・ハウジングサービスが廃止されたとき(第14条第3項の規定により、他の種類サービスへの変更があった場合を除きます。)、は、当該廃止の日に当該リソナル・ハウジングサービス契約が解除されたものとします。

## 第6章 料金等

### 第18条 (契約者の支払義務)

1、契約者は、当社に対し、リソナル・ハウジングサービスの利用に関し、次条から第25条までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用(以下この章において「サービスの種類の変更に伴う費用」といいます。)、基本料金、追加サーバースペース料、(以下この章において基本料金、追加サーバースペース料併せて「リソナル・ハウジングサービスの料金」といいます)を支払うものとします。

2、初期費用の支払義務は、当社がリソナル・ハウジングサービス契約の利用の申込を承諾した時に発生します。

3、リソナル・ハウジングサービスの料金は、申し込み日から当該サービスを提供した最後の日の月末日までの期間(但し本則第1章第2条を適用するものとします)について発生します。この場合において、第13条(利用の停止)の規定によりリソナル・ハウジングサービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

### 第19条 (初期費用の額)

初期費用の料金は、別表「リソナル・ハウジングサービス料金表」掲載するものとします。

### 第20条 (料金の額)

基本料金及び付加サービス料金は別表「リソナル・ハウジングサービス料金表」の項または、インターネットのホームページ(<http://www.lisonal.com>)上に掲載し公示するものとします。

### 第21条 (利用不能の場合における料金の調停)

当社の責に帰すべき事由によりリソナル・ハウジングサービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が、当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。))の当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。))にリソナル・ハウジングサービスの料金の30分の1を乗じて算出した額を、リソナル・ハウジングサービスの料金から減額します。ただし、契約者当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

### 第22条 (料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し、リソナル・ハウジングサービスの料金については、以下の項目の場合を除き、毎月、歴月に従って計算した額のリソナル・ハウジングサービスの料金を請求します。

(1)課金開始日又はリソナル・ハウジングサービス契約の解除(最低利用期間を経過する前に解除があった場合(第17条第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。))を除きます。))の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該月のリソナル・ハウジングサービス料金の額は、当該月におけるリソナル・ハウジングサービスを提供した期間に対応する当該サービスに係るリソナル・ハウジングサービスの料金の額とします。

### 第23条 (料金等の支払方法)

契約者は、初期費用、リソナル・ハウジングサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

### 第24条 (副増金)

初期費用、リソナル・ハウジングサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額以下「副増金」といいます。))を支払うものとします。

### 第25条 (遅延損害金)

契約者は、リソナル・ハウジングサービスの料金、その他リソナル・ハウジングサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

- (1)未払の期間が30日以内のとき、未払債務の100分の2の額
- (2)未払の期間が30日を超えるとき、未払債務の100分の2の額に31日目から30日までごとに1000分の15の額を加えた金額

### 第26条 (副増金等の支払)

副増金等の支払の規定は、第24条(副増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

### 第27条 (消費税)

契約者が当社に対しリソナル・ハウジングサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第7章 雑則

### 第28条 (損害賠償の範囲)

1、第1種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該債務を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が当該第1種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます。))を限度として、損害の賠償をします。

2、前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に当該損害を被った全ての契約者の損害の額に損害限度額を全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を乗じて算出した額となります。

### 第29条 (免責)

当社は、前条第1項の場合を除き、契約者がリソナル・ハウジングサービスの利用に関して被った損害はその原因の如何に関わらず賠償の責任を負いません。

### 第30条 (ドメインの所有権)

契約者の申請に基づき当社が申請代行して取得したドメインについては、その所有権は契約者に帰属します。

## 第8章 リソナル・ハウジングサービス利用ガイド

### 第31条 (禁止事項)

- 1、当社サービスで提供するサーバー利用に関し、以下に定める行為を禁止します。
  - (1)サーバー内のハードウェア及びソフトウェア 資源を第三者にレンタル使用させること。
  - (2)回線に過度に負担のかかる使用。

### 第32条 (契約者自身のデータ保証)

契約者のデータは、契約者自身で管理されることを原則とし、契約者の不注意によるデータの紛失について当社では一切開知致しません。

## 第9章 インターネットセキュリティ

### 第33条 (セキュリティ監視)

セキュリティ監視は、リソナル・ハウジングサービス ハウジング「得盛」のみの適用であり、セキュリティ監視内容は次のとおりとします。以下の監視作業を行うことなく不正進入及び破壊行為が発生した場合は、当条の3項に従ったサーバー正常稼働復旧のための全ての費用を当社が負担するものとす。

(1)サーバー不正進入及び破壊行為(クラッキング)

一般へのセキュリティ情報の開示がなされ、契約者のサーバー上にもセキュリティホールが存在すると確認できた場合は、そのセキュリティ情報開示日より(3日)以内にそのセキュリティホールに対して安全対策を行うものとします。ただし、セキュリティホールに対しての安全対策及び第9条-2の不正進入の監視を行っているにも関わらず、不正進入及び破壊行為が発生した場合、または未知のセキュリティホールを利用した不正進入行為及び破壊行為が発生した場合は、当社は責任を負わないものとします。

(2)不正進入及び破壊行為に対する監視の作業内容

不正進入に対する監視作業手順を明確にした別紙の「不正進入監視手順書」に従い、作業するものとします。ただし不正進入監視方法は、新たなセキュリティホールに対して随時内容を変更できるものとします。変更後は契約者に報告します。

(3)サーバー正常稼働復旧の作業内容

不正進入及び破壊行為されたサーバーの復旧は初期出荷設定までとし、最新のセキュリティホールに対して安全対策を行うものとする。ただし、固有情報(メール、WEBコンテンツ、データベース情報他)に関しては、その復旧時に確保できたデータの復旧までとします。

附則

この約款は、2003年1月6日から実施します。

履歴

2001/7/1 初版

2002/4/1 第3条修正

2003/1/6 第2条、第3条修正、第9章追加